

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成31年 3 月 7 日 (木) 午前 9 時			
招集場所	蟹江町役場 3 階 協議会室			
出席委員	委員長	佐藤 茂	委員	板倉 浩幸
	委員	飯田 雅広	委員	石原 裕介
	委員	戸谷 裕治	委員	高阪 康彦
欠席委員	副委員長	松本 正美		
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	総務部長	岡村 智彦	総務部兼 総務課長	浅野 幸司
	民生部長	寺西 孝	民生部兼 健康推進課長	佐藤 正浩
	介護支援課長	戸谷 政司	子ども課長	舘林 久美
	保険医療課長	不破 生美	消防長	伊藤 啓二
	消防本部長 総務課長	山田 靖	教育長	石垣 武雄
	教育部兼 教育課長	鈴木 敬		
職務のため出席した者	議長	奥田 信宏	議事局長	小島 昌己
	書記	飯田 和泉	主任	戸崎 智信
付託事件	議案第 5 号 蟹江町職員定数条例の一部改正について 議案第 6 号 蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について 議案第 7 号 蟹江町手数料条例の一部改正について 議案第 8 号 蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について 議案第 9 号 蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について			

○委員長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。時間がちょっと早いですけれども、進めさせていただきたいと思います。

それでは、きょうは総務民生常任委員会を開催させていただきましたところ、定刻までにお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日、付託案件が終了後に委員会を行いたいと思いますので、その点、よろしく願いいたします。委員会というか、理事者退席後ね。皆さん、申しわけないです。ということで、よろしく願いいたします。

それで、座って進めさせていただきますので、よろしく願いします。

本日の欠席者でございますけれども、松本委員さんが欠席でございますが、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は5件でございます。慎重に審査をよろしく願いしたいと思います。

それでは、審査に先立ち、町長より挨拶をお願いしたいと思いますので、町長、よろしく願いします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるよう、よろしく願いいたします。

なお、議事整理上、発言に対しては、私、委員長の許可を得てからにさせていただきますよう、よろしく願いします。

それでは、進めさせていただきたいと思います。

まず、議案第5号「蟹江町職員定数条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○総務部長 岡村智彦君

補足説明のほうはございません。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

それでは、補足説明がないようですので、直ちに質疑に入りたいと思います。

それでは、何か質疑はございませんでしょうか。

○委員 戸谷裕治君

人数の割り振りの変更ということですが、これをやることによって、条例変更です

から、わかるんですけども、何か機能的によくなるとか、そういう部分を今ちょっとはっきり聞かせていただきたい。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

それでは、皆さん、おはようございます。

私のほうからご質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回の定数条例の一部改正でございますけれども、主な趣旨といたしまして、職員の定数を各部局の今の現状の実数に合わせた数にまず変更すること。それから、大きくもう一つございまして、行政需要の増加等々に伴い、効果的な職員配置をするもの、特に消防職員の今回定数を大幅に、現行54のところを、今回改正後で63のプラス9名というところで増員をしておりますけれども、消防力の強化等を図るため、こういった今回定数の改正をするものでございます。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

そうしますと、全体で見ると、今、消防がふえるということがあるんですけども、今期それだけを補充されるということですか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

今回、今、大きく2点が主な改正理由ということでご答弁申し上げたんですけども、そのうち一つ大きなものとして消防力の強化と、それで、プラス9名というところでございすけれども、これ実は消防のほう、現行の定数の54というのが、昭和46年の消防発足当時から全然見直しがなくて、現行にずっと至っております。

やはり昭和46年以降、いろいろ消防を取り巻く環境のほうも変化いたしましたし、救急救命士の制度もその後でできたということも含めて、今回増員するわけでございますけれども、一気に増員することじゃなくて、向こう四、五年、計画的に現行の定数、お辞めになる定年の数プラス1とか、そういう増員をしながら、段階的に計画的に最終的に9名の増員を図るというところで考えております。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

もう一つだけ。今度、町長部局というのがふえるんですよね。教育委員会か。こちらが減るといのは何ですか。教育委員会の以前の改正とか、いろんなことがあったことがあるのですか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

教育委員会につきましては、現行の数から今の実数はかなり乖離がございます。それで、その主な理由といたしまして、給食センターの調理員の関係でございます。当初、調理員の正職がたくさんいらっしやっただけでございますけれども、給食センターの今後の運営方法、

民間業者の委託等々の検討も含めて、町の今後の運営方法も含めて、小回りがきくような形でということで、平成十何年、ちょっとしっかり記憶ございませんけれども、その当時に、調理員としての正職補充はしないという町の方針を立てまして、それ以降、臨時職員の対応を今、現行しておるといところでございます。そういう中で、非常に現行の定数上の人数と実数と乖離しておるといところでございます。

今後、給食センターの運営方法につきましては、教育委員会のほうでしっかりと今、慎重に検討しておるといところでございますけれども、当面の間は町直営の方向でいくといところで、今検討しておるといところでございます。

以上でございます。

○教育長 石垣武雄君

今、総務課長からお話があったんですけれども、行政改革といところで実際に見直しをしながら、先ほどありましたように、特に給食センターにおいては、民間の関係、民間運営というんですか、そのあたりを導入するかというようなところで、正職の退職に合わせて臨時さんを補充していたといことで、現在見てみると、主なセクションの五、六人は正職でありますが、あと臨時さんで何とかやっっていけるような、今、状態があります。

こういうような状態から、以前はそういう正職さんだった数が臨時さんで、それぞれセクションは中心を置きながら回していけるというようなところに至りましたので、このような実際に合わせた数になったといことであります。

以上です。

○委員 戸谷裕治君

給食センターというのは、大体が教育の所管でしたよね。それで今回も民営化云々とかいう考えられている前に、今現在はやっぱり、今度町長部局に持っていかれて、どういう具合になっているのか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

この定数条例上のところで、このもともと職員の数というか、定数は条例でしっかり定めなさいといところで、地方自治法に決められてございます。この中に町長部局、それから教育部局、いろいろ町の職員おりますけれども、それをこの蟹江町職員定数条例の中に一括で今、人数を入れておる状況でございますので、実際、執行機関は別でも、この定数としては一つの条例の中に入っておるといところでございます。

以上でございます。

○委員長 佐藤 茂君

それでは、その他ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

わかりました。それでは、質疑を終結させていただきます。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

それでは、討論ございませんので、討論を終結しまして、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号「蟹江町職員定数条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第6号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますでしょうか。

○総務部長 岡村智彦君

補足説明のほうはございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、補足説明がないようでございますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

何か質問ございませんでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

そう詳しく聞くことはないんですけども、ちょっと確認で、今回勤務時間と休暇の時間外ですよ。最後のほうに、勤務に関して必要な事項は規則で定めるとあるんですけども、これに関して、必要な事項ってどんなことがあるのか、ちょっとわかりましたら。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

今回、この勤務時間等の条例の改正でございますけれども、初日に全員協議会のほうでも、一部事務組合の条例案として同じような条例案が出ておりましたけれども、今回、国の働き方改革の一環といたしまして、職員の健康維持、確保するために、超過勤務命令の上限時間を定めるところが主な趣旨でございます。

今回、条例の改正でございますけれども、実際のところは、規則委任をいたしまして、必要な事項を規則で定めるところでございます。

具体的には、規則のほうで何を定めるかということ、職員に勤務命令を出すところの上限の時間を定めるものでございます。こちらのほうは、上限時間といたしまして、1カ月45時間、それともう一つ、1年については360時間のそれぞれの時間外勤務の上限時間をしっかり規則で定めまして、職員の健康の維持管理、ひいては超過勤務の縮減に向けたいろいろ適切な対策を講じるような方向で進めてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

働き方改革で、なるべく残業するなということだと思えるんですけども、そうすると、今までってこの時間外の上限ってなかったんですか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

今まではごく一部の、例えば子供さんが小さい職員、看護している職員とか、そういう一部の職員については、ある程度の時間外のそういう命令上の抑制はかけておりましたけれども、特にそういう上限、何時間までというところの詳しい取り決めは特にないかというように認識しております。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

これとは少し関係ないんですけども、金山さんね、今、休職中、情報が何も無いところだもので、こういう場でちょっと聞かせてもらえたらありがたいなど。勤務時間と休暇に関する。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

元議会事務局長の金山さんでございますけれども、今、総務部付で私の所管で、課長補佐のほうに職員で所属しております。

定期的に、これはもうほかの職員も全てそうなんですけれども、しっかり休職中の職員の今の状況を、職場、所属長として把握するような方向で、人事としてお願いをしておるところでございます。総務課についても、定期的に病状、それから通院状況、投薬の状況はどうだということを一月少なくとも1回は、今、確認しておる状況でございます。

個々のいろいろ職員の事情はありますけれども、しっかり職場として支援というか、フォローをしながら、なるべく復帰する方向でお話のほうはしておるんですけども、それはやはり何度も申し上げますように、職員個々によって状況はまちまちでございますので、慎重にそこら辺は今後もケアのほうをしていきたいというように考えております。

以上でございます。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。他に質疑ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

それでは、他に質疑がないようでございますので、以上で質疑を終結させていただきます。

それでは、議案第6号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」これより討論に入ります。

先に原案に反対者の方の発言を許します。

(なしの声あり)

それでは、討論がないようでございますので、討論を終結して、原案のとおり決すること

にご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、ご異議なしということで、したがいまして、議案第6号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、続きまして、議案第7号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますでしょうか。

○民生部長 寺西 孝君

補足説明はございません。審議のほう、よろしく願いいたします。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、補足説明がないようでございますので、直ちに質疑に入ります。

何か質疑はございませんでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

今回、地域密着型のサービス事業の、町指定の多分申請の手数料だと思うんですけども、ちょっと書き方が、申請にかかわる事業所が本町の区域外にある場合を除く、とちょっと紛らわしい書き方なんですけれども、これって要は蟹江町の事業者が蟹江町以外、蟹江町の事業所ということで捉えればいいんですか。

○介護支援課長 戸谷政司君

ただいまご質問ございました、ちょっと書き方がというところなんですけれども、基本的に地域密着型というのは、町内の方が使うというところで、町外の方は基本利用しないよというところが原則ではあるんですけども、個々の都合により、蟹江町の方が町外、弥富市とか、あま市とか、そういうところの事業者を使う場合がまれにあります。そういうときにつきましては、弥富市とかあま市のほうの事業者が蟹江町に対して登録をさせていただくことになるんですけども、そちらの場合については除くと。基本的には、蟹江町内に所在地がある事業者の方が登録したときに手数料を取るといようなところの位置づけでございます。

以上でございます。

○委員長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑ありませんでしょうか。

(なしの声あり)

それでは、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結させていただきます。

それでは、これより討論に入ります。

先に原案に反対者の方の発言を許します。

(なしの声あり)

それでは、何もありませんので、それでは、討論を終結させていただきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。では、ご異議なしと認めます。したがって議案第7号「蟹江町手数料条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第8号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますでしょうか。

○民生部長 寺西 孝君

補足説明はございません。審議のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

何かございませんでしょうか。

○委員 戸谷裕治君

これ1月から10月に変更ということですね、1月から7月の分を。3カ月延びるということですね。そうすると、どうなるの、これ。所得がその間プラスされていくんですね、3カ月分。どうなるの。

○保険医療課長 不破生美君

所得がということではなくて、申請をしていただいた方の受給要件を所得で見ますので、その所得を見る1年間の区切りというのがあるんですけれども、申請をしていただいた時期によって、1年前なのか、それとももう一年前の所得を見るのかというのが変わってくるんですけれども、今までですと、7月中に申請をいただくと、前々の2年前を見るんですけれども、それで、8月に入ったら前年の所得を見させていただくんですけれども、それが、申請の時期によって、今度改正によって、10月までに申請していただいた方が2年前の所得を見る、11月の申請の方から1年前の所得を見るという形で、所得の適用の範囲が、今までですと、7月から8月を1年にしておったものが、それが今度からは11月から10月を1年として見るという形でさせていただくように変更となりました。

以上です。

○委員 戸谷裕治君

あまりわからんもんで、手厚くなるということ、それとも、どうなんです、負担が。

○保険医療課長 不破生美君

受給者の方の何か変わるということはないんです、特に。所得を見るときの見に行く年がちょっと若干変わってくるよというところが申請月によってありますので、ご本人さんに何か不利益が出るとか、そういったことは特に起こってこないかと思います。

○委員 板倉浩幸君

対象者は直接は影響ないと思うんだけど、そうなってくると、今の答弁でいくと、何のメリットがあるの、7月から10月に変えて。何かその辺が、メリットとかじゃないと思うんだけど。

○保険医療課長 不破生美君

これは特に町にとって何かメリットがあるかとかと言われれば、メリットはございませんが、大もとの、これ変わってきましたのが、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律というものが公布されましたことによって、児童扶養手当法の一部が改正されました。それで、母子家庭医療のほうの支給要件というのは、その児童扶養手当法の所得を準用するという形になっておりますので、大もとの法律の改正によって、こちらのほうの条例も改正をするというものですので、特にメリット等はございません。

○委員 板倉浩幸君

児童福祉法の大もとが変わるから、こっちも変えなければならぬということではないんだね。

○保険医療課長 不破生美君

そうです。そのとおりでございます。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。他にどうですか。

(なしの声あり)

それでは、質疑がないようでございますので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

それでは、討論がないようですので、討論を終結しまして、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、続きまして、議案第9号「蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますでしょうか。

○民生部長 寺西 孝君

補足説明はございません。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、補足説明はないようでございますので、何か質疑はございませんでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

先ほどと同じなんだよね。多分大もとが変わったから、これも変わった。

○委員 戸谷裕治君

さっきと一緒にような質問するんだけど、1月から10月までですよ。旧は7月までの前年度の所得とするということで、これ最後のほうにその額、第3項までに規定する額以上であるときは支給しないという文言が入っているけれども、そこでよくわからない。1月から10月分と、1月から7月分だと、おのずと1月から7月分のほうで低いような気がするもんで。1月から10月までになると、これどういう解釈したらいいの。俺、文章をよく理解できないんだけど。

○子ども課長 舘林久美君

すみません、先ほどの医療のことと同じなんですけれども、1月から7月までで、1月からこれちょっと書いてあるとわかりづらいのかもしれないんですけれども、遺児手当も医療と同じで、今までは8月から翌年の7月、これを1年の区切りとしていたものが、これによって11月から翌年の10月までというふうに改めるといところで読み取っていただければと思います。

○委員 飯田雅広君

すみません、結局あれですよ、例えば労災とかで休業補償金をもらうときの給付基礎日額を決めるときに、前年の所得から数字を出すじゃないですか。それと一緒にですよ。

○子ども課長 舘林久美君

そうです。その前年の所得の区切りを7月なのか、10月なのかというところです。

○委員 飯田雅広君

ですよ。そもそもそのもとは何で7月から10月になっているんですか。大もとが何で7月から10月に変わっているのか。

○子ども課長 舘林久美君

毎年8月に受給者に対して現況届というものを行っております。その都合上、7月から8月を1年としていました。それが、今までは1年に3回の児童扶養手当、もともと大もとの手当なんですけれども、国の制度となっている手当が、1年に3回の受給だったものが、今度からは隔月、2カ月に1回になりますよということの変更になっていきます。その変更月が、支払い月が、今までは4、8、12の3回だったんですけども、それが5、7、9、11、

1月、奇数月が変わっていくんですね。8月に現況届をしました、それをすぐ翌月の9月支払いに反映できるかという、事務処理期間が必要になりますので、それでもってその対象所得を見ていく月が変わっていくというところです。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

わかりました。それでは、他に質疑がないようでありますので、以上で質疑を終結させていただきます。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の方の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結しまして、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、異議なしと認めます。したがって、議案第9号「蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会へ付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、私にご一任いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、これで総務民生常任委員会を終結させていただきます。

どうもありがとうございました。

(午前9時28分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 佐藤 茂